

中津保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人なみはや福社会
所 在 地	大阪市北区中津 2-7-8-101
電 話 番 号	06-6373-0979
代表者氏名	理事長 竹本 榮

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	中津保育園（本園）
施 設 の 所 在 地	大阪市北区中津 2-7-8-101
連 絡 先	電話番号：06-6373-0979 FAX：06-6373-4821
施 設 の 名 称	中津保育園（分園）
所 在 地	大阪市北区豊崎 7丁目 2-2
連 絡 先	電話番号 06-6373-3341
管 理 者	園長 梅谷通代
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
認 可 定 員	0歳児 15人 1歳児 33人 2歳児 33人 3歳児 33人 4歳児 33人 5歳児 33人
利 用 定 員	満3歳以上の児童 72人 満1歳以上満3歳未満の児童 48人 満1歳未満の児童 9人
開 設 年 月 日	47年 7月 1日
事 業 所 番 号	2710051002295
ホームページアドレス	http://www.nakatsu-hoikuen.jp/

3 施設の目的・運営方針

中津保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。

- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設（本園）

敷地		1,515.34 m ²
園舎	構造	鉄筋コンクリート造 5階建のうち1階
	延べ面積	554.74 m ²
園庭		地上園庭 914.31 m ²

施設（分園）

園舎	構造	鉄筋コンクリート造 階建のうち1階
	延べ面積	111.6 m ²

(2) 主な設備（本園）

設備	部屋数	備考
ほふく室	1室	すみれ組
保育室	5室	すみれ組（満1歳児クラス）さくら組（満2歳児クラス）、たんぽぽ組（満3歳児クラス）、ゆり組（満4歳児クラス）、ばら組（満5歳児クラス）
プレイルーム	1室	かえるの部屋
調理室	1室	本園
事務室	1室	本園
シャワー室	3室	本園 2 分園 1

主な設備（分園）

設備	部屋数	備考
ほふく室	1室	ちゅうりっぷ組（0・1歳児）
保育室	2室	ちゅうりっぷ組（0・1歳児）
プレイルーム	1室	

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成 30 年 4 月 1 日 厚労告 141）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記 8 に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 特別支援保育

特別な支援が必要な子ども、異なる文化や言語を持つ子ども、全ての子ども達と共に育ちあう保育をおこなっています。

(3) 異年齢児保育

異年齢の友達との交流が思いやりの心を育みます。

(4) 育児相談

子育ての悩みなどを電話で受け付けています。

(5) 子育て支援事業 「のびのびルーム」

地域の在宅での子育て家庭への支援事業です。一緒に子育てをするという姿勢を大切に、親も子どもも楽しい時間を共有しています。

(6) 5 歳児は、友好園との交流保育を行っています。

整肢学院との交流保育を行っています。

地域の皆さんとの交流を実施しています。

6 職員の職種、員数及び職務の内容（栄養士については別掲）4 月 1 日現在

職 種	職務の内容	員数	正規	非常勤 (短時間 含む)	備考
園 長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1		
主 任 保育士	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる	1	1		
保育士	保育計画作成、 保育上必要な事項	21	12	9	
調理員	給食材料の購入、 調理の実施・記録、	3	2	1	栄養士と兼務
みなし保育士	保育における補助に関する事項	2		2	
保育補助	保育における補助に関する事項	10		10	
看護師	保育における補助に関する事項	1		1	

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年 3 月 30 日大阪市条例第 49 号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	勤務時間帯（7：00～19：00）内
主任保育士	勤務時間帯（7：00～19：00）内
保育士	勤務時間帯（7：00～19：00）シフト制
保育補助	勤務時間帯（7：00～19：00）シフト制
栄養士	勤務時間帯（8：00～16：45）シフト制
調理員	勤務時間帯（7：30～15：30）

- ※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
- ※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日

※保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

※ただし、年末年始（12月29日から1月3日）、及び祝祭日は休園となります。

※7月1日創立記念日は通常保育となります。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします。

（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時から8時まで又は16時から18時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

自園調理

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児 (離乳食)	9時から順次 (完了食児のみ)	10時30分頃	15時頃	午前間食
0・1歳児 (普通食)	9時から順次	11時15分頃	15時頃	午前間食
1歳児	9時から順次	11時15分頃	15時頃	午前間食
2歳児	9時から順次	11時15分頃	15時頃	午前間食
3歳児		11時25分頃	15時頃	
4歳児		11時45分頃	15時頃	
5歳児		12時00分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応

食物アレルギー対応マニュアル有

(4) 栄養士の配置状況

職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園児の栄養指導及び管理	2	2	0	

※ 食物アレルギー児、生活管理指導表を各自、提出していただきます。
体質に合わない食材があればご相談ください。

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（3歳児以上は保育料無償化）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、諸経費を負担していただきます。

お支払方法については、別途お知らせします。

11 特別支援保育・インクルーシブ保育の取組状況

地域社会の中で、特別な支援が必要なこどもも異なる文化や言語を持つ全てのこどもたちと共に育ち合う保育を行っています。お互いに尊重し合い、こどもたちの多様性を大切にする「インクルーシブ保育」…人それぞれの「違い」を知り、コミュニケーションを図ることを目指しています。

12 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

14 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科、小児科

医療機関の名称	吉本診療所
医院長名又は医師名	吉本 裕
所在地	大阪市北区大淀中3-2-12
電話番号	06-6453-0910

(2) 歯科

医療機関の名称	江上歯科
医院長名又は医師名	江上 理絵
所在地	大阪市北区中津3-11-2
電話番号	06-6371-8902

15 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

16 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、 消防計画書 により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 無 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・スプリンクラー 無 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

17 台風等の災害時の対応

午前7時の時点で大阪市に暴風警報、特別警報、河川氾濫の警戒レベル3以上が発令されている場合、臨時休園となります。なお9時までに解除された場合は、直ちに保育を開始します。午前10時30分以降に解除となった場合は、給食準備が間に合いませんので、自宅で昼食を摂った後、登園してください。

18 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に1回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成

19 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口担当者 井澤 純子 中田 和宏 ・苦情窓口責任者 園長 梅谷 通代 ・ご利用時間 9:00～ 17:00 ・電話番号 06-6373-0979 F A X 06-6373-4821 <p>担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。</p>	
第三者委員	土井憲之	電話番号 06-6797-0700
	森本宮仁子	役職・肩書等 なみはや福祉会監事

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

20 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	日本スポーツ振興センター
保険の内容	災害共済給付契約
保険金額	48,545円

※共済掛け金 1園児につき 315円

21 園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	2人	4人	3人
1歳児	26人	19人	19人
2歳児	24人	27人	23人
3歳児	27人	24人	23人
4歳児	28人	24人	20人
5歳児	26人	28人	22人

22 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	受審、実施あり	令和6年3月 公表
自己評価の実施状況	毎年度実施	

23 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨
 なし(有る場合は、その旨及び公表・公示内容を記載)

24 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別表

1. 時間外保育に係る利用者負担

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
延長利用料	18:01～19:00	月額 2,900円
延長単発利用料	短時間保育 7:00～8:00 16:01～18:00	1回 500円
	標準保育 18:01～19:00	

16:00以降の時間外保育事業に係る取扱いについては、1回500円

2. 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
給食に係る費用	3～5歳児	主食費月額 2,000円 副食費月額 4,800円
延長保育料	0～5歳児	月額利用 2,900円 単発一時利用 1回 500円
親子遠足代	5歳児	約8,500円
共済掛金	0～5歳児	315円

遊び着	2～5歳児	1,630円
スポーツウェア	1～5歳児	2,530円
カラー帽子	0～5歳児	1,240円
制服代	3歳児～（白ブラウス、ベスト、ズボン）	8,470円
通園リュック	3歳児～	5,200円
防災頭巾	3歳児～	2,110円
けんこうてちょう	0～5歳児	150円
教材費年額(概算)	0歳児	480円
	1歳児	2,049円
	2歳児	2,689円
	3歳児	3,219円
	4歳児	5,849円
	5歳児	6,339円
足指健康シューズ	3歳児～（希望者のみ）	2,860円
ジャージ代	1歳児～（希望者のみ）	4,290円
布団購入代 (シーツ代込み)	3歳児・4歳児	5,210円
おむつ代	0歳児 全員 1歳児以上は希望者のみ	2,508円
食事用エプロン 口・手拭き	0～2歳児 (希望者のみ)	877円
写真代	0～5歳児	業者による撮影 140円 職員による撮影 60円

※教材費年額(概算)は、入園時に係る金額です。進級時とは異なります。

活動経費	0歳児～5歳児	月額 700円
アルバム代	5歳児	約8,000円